

かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト よくある質問 (認定証を希望する事業者向け)		
	Q	A
1	認定証をもらうためには、本プロジェクトに参加している小売電気事業者と電力契約を結ぶ必要がありますか。	<p>原則として、本プロジェクトに参加している小売電気事業者と電力契約を結んでいただくことを想定しています。 ただし、「RE100 TECHNICAL CRITERIA」の技術要件を満たす再エネプラン(※1)の場合には、その他の小売電気事業者との契約でも認定証を交付しています。 なお、令和5年度からは、ご自身で再エネ証書(※2)を調達することで、実質的に再エネ電力の利用をしている事業者に対しても、認定証を交付します。</p> <p>※1 トランクルーラー付き非化石証書や、J-クレジットを活用したものなど。詳しくは、契約先の小売電気事業者にお問い合わせください。 ※2 非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書及びJ-クレジット(再エネ電力由来)</p>
2	かながわ再エネ電力利用事業者に認定されると、どういったメリットがありますか。	<p>認定証の交付のほか、「かながわRE100」のロゴマークをホームページや名刺等に掲載できるようになるので、環境に配慮している企業であることを対外的にアピールできます。 また、再エネ利用することで、CO₂の排出量削減・脱炭素社会の実現及びSDGs達成にも貢献できます。</p>
3	県ホームページに掲載されている各プランは、全て現在申込を受付中のものですか。	<p>小売電気事業者からの申出に基づき、ホームページの掲載内容は随時見直しをしていますが、各プランの最新の受付状況については、各小売電気事業者のホームページ等でご確認ください。</p>
4	再エネプランを契約しても、実際に再エネ電力が供給されるまでに時間がかかる場合には、供給開始までに申請を待つ必要がありますか。	<p>再エネ電力の供給開始前でも、既に契約を結んでいる場合には、申請いただけます(認定証を交付します。)。</p>
5	新規で再エネ証書を調達し、認定証の交付を受けたいのですが、非化石証書だと調達できるタイミングは年4回のみに限られています。早く認定証を交付してほしいのですが、証書調達が完了していくなくても、調達の意思を示せば、交付申請することはできますか。	<p>再エネ証書の調達が完了し、お手元に再エネ証書が届いてからの申請をお願いします。 なお、過年度から再エネ証書を継続して調達している場合は、当該年度の証書がまだお手元になくても、申請いただけます。</p>
6	マンションやビルの1室を借りて事業を行っている場合でも、認定証をもらえますか。	<p>はい。建物のオーナーが再エネ電力を契約しており、各事業者が再エネ電力を利用している場合には、各事業者に対して認定証を交付します。</p>
7	「参加事業者等と電力需給契約を締結していることが分かる書類」とは、具体的にどのようなものですか。(第12条関連)	<p>契約書、電気料金明細書、再エネ電力を利用していることを証明する書類などをご提出ください。</p>
8	「再エネ証書を調達したことが分かる書類」とは、具体的にどのようなものですか。(第12条関連)	<p>非化石証書(再エネ指定)、グリーン電力証書又はJ-クレジットを調達していることを証明する書類と年間の電力使用量が分かる書類をご提出ください。</p>
9	「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト取組報告書(第5号様式)」に記載する代表者は、実際に再エネ電力を利用している支店や営業所の長の名前でもよいでしょうか。(第12条関連)	<p>はい。差し支えございません。</p>
10	「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト取組報告書(第5号様式)」には、押印が必要ですか。	<p>押印は不要です。</p>
11	「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト取組報告書(第5号様式)」やその他書類の提出方法を教えてください。	<p>メール、郵送にてご提出ください(当課あて持参いただくことも可能ですが、その際は、事前のご連絡をお願いします。)。 なお、メール送信先は、電話にてご案内しますので、メール提出をご希望の場合も、まずはお電話をお願いします。 (環境計画課環境計画グループ: 045-210-4065)</p>
12	県ホームページへの取組内容の掲載を希望しなくても、認定証はもらえますか。	<p>はい。ホームページへの掲載を希望されない場合も、認定証を交付します。</p>
13	取組報告書を提出してから認定証をもらえるまでには、どのくらいの時間がかかりますか。	<p>申請いただく日付にもよりますが、県ホームページでの公表に向けた調整等の事務処理を含めて、概ね20日前後です。 (例) 4月1日に取組報告書等を提出 → 4月末頃に認定証の交付</p>
14	「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト取組報告書(第5号様式)」の記載内容に変更が生じた場合は、どうすればよいですか。 (例) ・小売電気事業者を変更した。 ・再エネ率を変更した。 ・小売電気事業者との需給契約から、再エネ証書の調達に変更した。	<p>「かながわ再エネ電力利用応援プロジェクト取組内容変更届出書(第6号様式)」に変更事項を記入し、環境計画課環境計画グループ宛てにご提出ください。</p>
15	太陽光発電を自家消費している場合でも、認定証をもらえますか。	<p>認定証の交付対象は、再エネ電力を購入(小売電気事業者との需給契約)又は再エネ証書を調達した事業者としていますので、申し訳ございませんが、交付できません。 なお、産業労働局産業部エネルギー課において、自家消費型発電設備を認証する「神奈川県エネルギー地産地消推進事業者認証制度(かなエネサポーター)」を行っておりますので、事業の詳細については、次のホームページをご確認ください。</p> <p>https://www.pref.kanagawa.jp/docs/e3g/cnt/ene-support/index.html</p>